

埼玉県土地改良事業測量作業規程

埼玉県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付国国地第96号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「埼玉県農林部農村整備課及びその関係機関」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「埼玉県農林部農村整備課及びその関係機関」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。